

三起商行株式会社サプライヤー人権方針

三起商行株式会社（グループ会社を含む）は創業以来、様々な企業活動を通して、子どもたちの健やかで豊かな成長を心から願ってきました。子どもたちの笑顔と夢が、大きく大きく花ひらくように。未来に向けて、子どもたち一人ひとりが個性豊かに輝ける世界を創造するために、真正面から取り組んでいきます。

この実現にあたっては、ステークホルダーの人権を尊重するとともに、あらゆる企業活動が人権に及ぼしうる潜在的影響を認識し、その軽減に向けた活動を実施することが重要との認識のもと、「児童労働を実効的に廃止すること」、「強制労働や差別、現代奴隸を撤廃すること」をサプライヤー様に対して要請しています。

また、「CSR 調達方針」、「行動規範」とともに、以下の項目を実施することで、人権尊重の責任を果たしていきます。

1. 国際人権規約や国際労働基準等、人権に関する国際規範を尊重し、その遵守に努める。
2. 該当地域の国内法令が国際的に認められた人権と両立できない場合は、国際人権規約を尊重できるよう解決に向けた努力をする。
3. すべての役員・労働者に対し、人権に対する意識啓発、教育、能力開発等の取り組みを行う。
4. 自らの企業活動による顕在的または潜在的な人権への負の影響に対処するべく、デューディリジェンスを実施する。
5. サプライチェーンにおける労働者を含むすべての権利保持者に対して、救済へのアクセスを保証するために、信頼性・有効性の高い苦情処理メカニズムの構築および運用を行う。
6. 自らの企業活動が直接的および間接的に、人権に負の影響をもたらした場合は、その救済、またはそれに準じた協力をを行うよう努力し、再発防止に取り組む。
7. サプライチェーンにおけるお取引先様やその他のステークホルダーに対しても、人権尊重の責任を果たすことを求め、対話と協議を実施し、不適合な場合は適切な対処を求める。

三起商行株式会社
代表取締役社長 木村 皓一